

主治医の皆様へ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行を出来るだけ防ぐことで子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症についての意見書の作成をお願いいたします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようにご配慮ください。

(保護者記入欄)

登園許可書

麦っ子保育園園長殿

園児名

病名（いずれかに□）	登園のめやす（以下の基準に基づき、医師が判断する）
□麻しん（はしか）	解熱後3日を経過してから
□インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
□風しん（三日はしか）	発疹が消失してから
□水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化してから
□流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現してから5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
□結核	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
□咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日間経過してから
□流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
□百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
□腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
□髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
□急性出血性結膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
□溶連菌感染症	抗菌剤内服後24～48時間経過していること
□マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
□手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事が取れること
□伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
□感染性胃腸炎 (ノロ ロタ アデノウィルス等)	おう吐や下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
□ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事が取れること
□RSウィルス感染症	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
□帯状疱疹（ヘルペス）	全ての発疹が痂皮化するまで
□突発性発疹	解熱し1日以上経過し、機嫌がよく全身状態が良いこと

厚生労働省「保育園における感染症ガイドライン」より

(医師記入欄)

すでに症状も回復し、「登園のめやす」に基づき集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印又はサイン